

四日市市中央老人福祉センター電気需給仕様書

1 概要

- (1) 四日市市中央老人福祉センター
 - ① 場所 : 四日市市日永東1丁目2-27
 - ② 業種及び用途 : 官公署(福祉施設)

2 仕様

- (1) 電気方式、受電電圧、標準周波数、受電方式、非常用自家発電設備、
 - ア 電気方式 交流3相3線式
 - イ 受電電圧 6,000ボルト
 - ウ 標準周波数 60ヘルツ
 - エ 受電方式 1回線受電
 - オ 非常用自家発電設備 なし
 - カ 蓄熱槽 なし
- (2) 契約電力、予定使用電力量
 - ア 契約電力 53kW
 - イ 予定使用電力量 29,304kWh

(※詳細は別紙「四日市市中央老人福祉センター 月別予定使用電力量」を参照)
- (3) 需給開始日、使用期間
 - ア 需給開始日 令和4年4月1日 午前0時
 - イ 使用期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 需給地点
構内引込第1柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点 需給地点に同じ
- (6) 保安上の責任分界点 需給地点に同じ
- (7) 電力量の計量
計量日は、落札者と別途協議とすることとし、計量は電力会社が設置した計量器に記録された値によるものとする。
- (8) 平均力率 100%
- (9) 燃料費調整単価
入札価格の算定にあたっては、中部電力パワーグリッド株式会社の算出する令和3年11月のものとする。なお、支払いにおいては、各月とも中部電力株式会社の算出する単価によるものとする。
- (10) 再生可能エネルギー促進賦課金
入札価格の算定にあたっては、中部電力ミライズ株式会社の算出する令和3年5月のものとする。
- (11) 暴力団等不当介入に関する事項
 - 1. 契約の解除
四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札

参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- ② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- ③ (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(12) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、「四日市市個人情報の取扱いを伴う業務の委託等に関する基準を定める規程（平成27年10月6日訓令第9号）」に定める『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

- (13) この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書の内容に疑義が生じたときは、甲、乙協議して解決するものとする。

四日市市中央老人福祉センター 月別予定使用電力量

年	月	最大電力 kW	使用電力量 kWh
令和4年度	4	15	2,260
	5	15	2,260
	6	15	2,260
	7	53	7,508
	8	53	7,508
	9	53	7,508
	10	0	0
	11	0	0
	12	0	0
	1	0	0
	2	0	0
	3	0	0
計			29,304

※令和4年10月から令和5年3月の予定使用電力量について

本施設は令和4年10月より、改修工事が始まり一般の利用はなくなるため、該当月の予定使用電力量は0としている。

ただし、工事、事務所機能の一部または各種保守点検等に電力を使用する可能性がある。